

令和5年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年6月8日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

14番	西山清則	15番	溝上良夫
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 溝上良夫議員

1. 効率的な行財政運営について

2. 内野さよ子議員

1. こども権利の国内法「こども基本法」について

2. 保育所保育指針の改定における保育所の役割と町との連携について

3. 学童保育事業の運営体制について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、西山清則議員、溝上良夫議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は2名です。

順次発言を許します。溝上良夫議員。

○溝上良夫議員

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。

効率的な行財政運営についてお伺いをいたします。

本町を取り巻く財政状況は今後厳しさを増していくと考えられます。限られた資源を有効に活用し、町民からの多様なニーズに応えながら町民満足度を高めていくために、効率的な行政運営が求められるところであります。

それを踏まえて、効率的な行財政運営について質問をいたします。

最初に、平成30年度から令和4年度までの計画とした第1次行政経営プランの目的とこれまでの行財政改革の歩みについてお伺いをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

まず、これまでの行財政改革の歩みでございますけども、平成17年度に白石町行財政改革大綱を定めまして、その実施計画といたしまして白石町行財政改革集中改革プランを策定をいたしております。事務事業の再編整理、人材育成の推進など44項目について取り組みを行ってまいりました。また、平成23年度に改定を行いまして、36項目について取り組みを行ってきたところでございます。最少の経費で最大の効果をとという基本原則の下に行財政改革に取り組み、一定の効果を上げてまいりました。

その後、平成30年度から令和4年度までを計画期間とした第1次の白石町行政経営プランを策定をいたしました。その目的といたしましては、町民が安心して生活できるように町の人口規模に応じて行政を持続可能で適正な規模にしながら、なおかつ新しい行政課題にも対応していくこととしておりまして、町の資源であります人、職員、物、施設や組織、金、予算、こういったものを効率的に最適配分して町と町の行政を運営していく行政経営の考え方の下に取り組みを行ってきたところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

その第1次行政経営プランの取り組みの実績とその効果についてお伺いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど申しあげました第1次の白石町行政経営プランにつきましては、事務事業のマネジメント、行政組織のマネジメント、公共施設のマネジメントと3つの視点から10の項目を掲げて20の取り組みを行ってまいりました。

具体的には、民間委託の推進として歳入増加を目的に令和3年度よりふるさと納税の業務委託を行いまして、返礼品の品目は委託前より394品目増加をいたしております。これによりまして、寄附額は毎年着実に増加をしているところでございます。また、組織機構につきましては、課、係の大枠化による統廃合を行うことで、組織が膨張し縦割り化しないようにスリム化を図ってまいったところでございます。また新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策や近年の豪雨災害対応など、組織を横断した緊急的に対応すべき問題や重点的に取り組む課題に対しましては、副町長をトップとしたプロジェクトチームを設置し、早急に対応を行ってまいりました。

そのほかに公共施設の管理につきまして申しますと、平成29年度に公共施設等の管理方針を取りまとめました公共施設等総合管理計画を策定をいたしております。それに基づきまして、学校施設を除く主要な公共施設につきまして、令和2年度に公共施設等個別施設計画を、令和4年度に公共施設等再編計画を策定をいたしております。将来的な再編方針を示しておるところでございます。今後は学校再編を考慮した計画

の見直しを行い、本町の実情に見合った公共施設の再編を進めていくこととしておるところでございます。

以上でございます。

○中村政文総務課長

私のほうからは、職員数の削減及び人材育成についてお答えをいたします。

職員数の削減についてですが、簡素で効率的な行政組織機構の実現を目的としまして、平成30年度に第3次白石町定員適正化計画を作成しておりましたが、令和4年4月1日時点において目標値でございました終身雇用職員数255人を達成しております。これにより、平成17年の合併当時の職員数が334人であったため、79人の削減となっております。令和5年4月1日の終身雇用職員数は255人を維持しております。

今後も人口減少によりますます厳しい財政状況が予想されます。しかし、行政需要も多種多様化しており、町民の皆様からは質の高い行政サービスを求められております。このことから引き続き適切な定員管理を進める必要がありますので、現在協議中であり第4次の白石町定員適正化計画の中で定員管理の適切な実施及び業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、人材育成についてですが、本町の人材育成基本方針には、人材育成の方策としまして、プロフェッショナルな職員を目指す職員研修、ポジティブな組織を目指す組織文化、意欲の向上を目指す人事管理、元気な職場を目指す働きやすい環境を定めております。その人事管理の一つのツールとしまして人事評価制度がございます。その人事評価の最大の目的は人材育成でございまして、人事評価によって職員の強みや弱みなど必要な能力や姿勢を明らかにすることが重要でございまして、他者による客観的な評価が不可欠であります。

職員のモチベーションを高めるには、職員が業務に懸命に取り組んで得た成果に対する称賛や助言など他者からの評価が有効であります。このような役割を担うのが人事評価制度であり、その評価結果を適切に昇級や任用等の処遇に反映させることにより、職員の仕事に対するやりがいが増していくものと考えております。

なお、令和元年度の人事評価結果によりまして勤勉手当への活用を開始しており、令和3年度の人事評価結果から昇任、昇級等への活用を開始しております。

今後も、時代とともに変化して求められる職員像や職場環境に順応できるように人材育成業務方針の見直しを随時行って、人材育成を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

最初に、町税の増加策についてお伺いいたします。

ふるさと納税に関しては増加をしているということで承知をしております。しかし、本来の町税の増加策については、実績評価の欄を見ると、産業振興による所得向上を図るとともに、移住・定住を促進し生産年齢人口の増加を図った。人口は減少しているものの、町税額は若干増加しているというふうにあります。具体的な数字が分か

れば、お願いをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議員のほうから資料請求がありました、第1次白石町行政経営プランの実績評価でございますけども、その中で公共投資政策的経費の確保の項目で町税額の実績を記載をいたしているところがございます。

議員おっしゃるとおり、人口は減少しているものの、町税額は若干増加しているという評価をいたしているところがございます。それを見ていただきますと、平成30年度から、町税額の推移でございますが、平成30年度が約21億5,000万円、令和元年度が約21億8,000万円、令和2年度が約22億円、令和3年度が約22億4,000万円、令和4年度につきましては4月末現在でございますけども約22億5,000万円ということでございまして、人口が減少をしているものの、平成30年度から毎年若干ではありますが増加をしているというような状況でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

町税の微増という形で表現をしてあります。もう少し具体的なことが分かれば、税務課長。分かれば。

○大串恭隆税務課長

議員が資料追求をされ企画財政課が提出をいたしました、第1次白石町行政経営プラン実績評価の2ページ目に公共投資政策的経費の確保という欄がございますが、そこに平成30年度から令和4年度までの町税が記載をされております。そのうちの令和4年度は4月末現在となっておりますが、それ以前の4年分につきましては各年度決算額が記載をしてあります。町税の内訳につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税でございます。その合計額が記載をされているところがございます。

確かに町税は毎年増加をしておるところでございます。その中身を説明をさせていただきます。

平成30年度から令和元年度は約2,700万円増加をいたしております。主なものを申し上げますと、個人町民税所得割及び固定資産税の家屋と償却がございますが、それぞれに1,000万円ずつ増加をいたしております。令和元年度から令和2年度は約1,800万円増となっております。主なものは、固定資産税の家屋が約1,200万円、償却が800万円増、一方、法人税割が約500万円減と。令和2年度から令和3年度につきましては約4,100万円が増でございます。主なものは、個人町民税所得割が6,900万円の増、一方、固定資産税が3,100万円の減、法人税が700万円の減となっております。

増減の理由といたしましては、町民税につきましては社会的要因が非常に大きく、農作物の販売額に大きく影響をされます。また、水産業にありましては、ノリの出来不出来が大きく影響をしているところです。そのような中で太陽光発電の申告奨励に努めてまいりました。

法人税は、コロナの影響と令和3年度に税率が引き下げられましたので減少しております。

固定資産税につきましては、3年に1度の評価替えが影響をいたしております。また、償却資産の課税につきましては、農業の補助事業による施設園芸の申告漏れを調査をいたしまして課税に努めております。特に、この3年間はコロナ禍による影響を受けながらも町税確保に留意をし、鋭意努力をしてまいったところでございます。

また、軽自動車税につきましては、種別割で毎年約200万円増加をいたしております。

滞納対策も着実に実行をし、僅かではありますが滞納額が縮減してきたところでございます。町税の納付がない場合には、翌月には督促状を発送いたしまして、年に3回は催告書を発送し、滞納にならないように努力をしてきたところでございます。

また、差押えにつきましては、平成30年度から令和4年度までの4年間は毎年1,000万円から1,500万円の実績を上げております。

以上のように、社会的要因もございますが、町の取り組みによって収入増加につながったものと思われま。

以上でございます。

○溝上良夫議員

答弁の中に元気な職場を目指す、働きやすい環境という言葉がありましたので、そのことについて最近思っていることを質問をいたします。

今月5日の日も庁舎周辺の芝刈り作業が行われておりました。去年も真夏の暑い時期に作業をしている方がおられましたけども、真夏の苛酷な作業環境の中で、暑さ対策のグッズがいろいろ今あります。その支給は考えておられないのか、お伺いいたします。

○中村政文総務課長

議員のほうからは、職員の健康面を考えていただいての御質問だと思います。

職員の業務といたしまして、真夏の屋外でありましても責任感を持って業務に当たっているところでございます。御指摘のとおり、真夏の作業は苛酷となりますので、その部署の管理職もその状況を勘案しながら作業時間帯を考慮したり、また小まめな休憩とか水分補給などを指示して業務に取り組んでおります。

このように作業環境への配慮を中心に行ってはおりますが、第2次白石町人材育成基本方針にも、労働によって健康障がいが発生または増悪することを防止し、かつ健康を増進することができるよう相談、指導体制の充実や、職場での支援体制の整備を図りますとしておりますことから、必要な場合においては冷却グッズなどの消耗品等を購入するなど、職員の体調を第一に考えての業務、作業に当たりたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

これはぜひ何らかの方策を取ってもらいたいと思います。

次に、職員の削減について実績報告をお願いをいたします。終身雇用の職員数は255人ですが、その年齢別の構成、また終身雇用以外の人数はどういうふうになっておりますか。

○中村政文総務課長

終身雇用職員数の年齢構成とそれ以外の人数ということの御質問でございます。

令和5年4月1日現在の255人の年齢構成につきましては、50歳代が86人で33.7%、40歳代が72人で28.2%、30歳代が54人で21.2%、20代が42人で16.5%、10歳代が1人で0.4%となっております、いわゆる逆ピラミッドの形というふうになっております。

再任用職員につきましては23人でございまして、終身雇用職員255人と合わせまして278人の職員の数となっております。また、年度ごとに任用されます会計年度任用職員につきましては、学童の保育支援員やスクールアシスタント、調理員、そのほか多種多様な業務に配置をしております、約ではございますが170の職員数となっております。この数字の中には短期の会計年度任用職員のほうは含めてはおりません。

以上です。

○溝上良夫議員

逆ピラミッドということでございますが、それが今後どういうふうな影響をするのか、分析はされておりますか。

○中村政文総務課長

先ほどの答弁のとおり、50歳代が職員の3割以上を占めております。年代によりましては一度に多数の職員が退職することも考えられます。その翌年に退職者数と同数の採用となりますと、一部の年代の職員数にまた偏りが出てくるということも考えられます。

ので、この問題は今後の定員適正化計画の中で検討していくということになります。例えば将来の退職者数を見越した採用計画を取るとか、社会人経験者枠を設けることなどによって、各年代の平準化を考慮して策定をしていく必要があると考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

採用に関しては、平準化するようにお願いをしておきます。

それと、これは違うかも分かりませんが、専門分野の臨時職員の方、前は建築士の方と水利施設の維持管理の方がいらっしゃいましたが、どういう状況でしょうか、現在。

○中村政文総務課長

会計年度職員の専門分野の方につきましては、現在農業土木専門技術の職員、あと保健師、栄養士、保育士、またケアマネジャーを会計年度任用職員として採用しております。

なお、建築士につきましては、令和3年度まで雇用をしておりましたけれども、その方の退職によりまして現在は採用はできておりません。

以上です。

○溝上良夫議員

建築士の方が辞められたということなのですが、私は期待をしてたんですが、ぜひ建築のほうもちょっと知ってる方がいればなあというふうに思います。

それでは次に、今後定年年齢の引上げと再雇用の職員に関して、影響はどのようなふうに思っておられますか。

○中村政文総務課長

今年度より地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げる制度がスタートしております。これによりまして、年齢60年に達した職員は定年退職まで常時勤務のまま勤務をするのか、60歳で退職をし、定年前再任用短時間勤務職員として働くのか、または退職をするかと、いずれかを選択できることになっております。

定年前再任用短時間勤務につきましては、年齢60年に達した職員が健康上の理由もしくは人生設計上の理由などによりまして、多様な働き方を選択できるように導入された制度でありまして、これまでの再任用制度と任期が違うということ以外は特に変わりはありません。

60歳以降定年退職まで常時勤務で働くことを選択する職員につきましては、給料月額が60歳時の7割となります。定年前再任用短時間勤務職員とは常時勤務と短時間勤務の違いはありますけれども、給料面での違いといいますか影響が出てまいります。

一方、再任用職員の一般行政職員につきましては、主事として週4日でできる範囲で担当業務を遂行しております。60歳以降常時勤務をされる方は、主査として業務を遂行することになります。

また、管理監督職の方は、役職定年制によりまして、今年度新たに設置をしました主幹という役職に就くようになっております。主幹につきましては、管理監督職での経験や知識を生かしていただきたいという思いから、同じ役職である主査と区別するために設置をした経緯がございます。職務内容につきましては、担当業務を持ちながらこれまでの経験を生かして上司を補佐し、係員を支援することなどを考えておりますが、まだまだ細部までの決定ということには至っておりませんので、他市町の状況を確認しながら本町に合った役職となるように定めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

内容は分かりましたけども、職員の人員の削減に対しての影響はどのようなふうに思

いますか。

○中村政文総務課長

今年度から定年年齢を段階的に引き上げる制度がスタートしまして、令和13年度までは定年による退職が2年ごとになります。令和14年度で制度が完成するというふうな形となります。この間を退職者数に合わせ採用を控える年度を設けるのか、将来の退職者を見越して平準化した採用とするのか、退職者数と採用者数のバランスを検討する必要があります。以上です。

また、再任用職員につきましては、定年年齢の引上げによる60歳を超える職員の増加とともに段階的に減少するというふうに考えております。60歳を超える職員の働き方は個人の多様な考え方によりますので、定年年齢の引上げ制度はスタートはしましたが、職員の全体像が見えてこない部分もございます。

先ほど御質問の中でございました職員数の年齢構成、また今後の職員数の目標も併せまして、第4次の白石町定員適正化管理計画の中で定めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは次に、人事評価について伺いをいたします。

目的は人材育成というふうな答弁でしたが、人事評価について、評価に対しての繊細な部分の指導はどのように行われているのか。

○中村政文総務課長

人事評価に対して繊細な部分の指導等はどのようにしているのかということでございます。

人事評価におきましては、上司、評価者が部下を指導、助言する場合には主に面談形式で行っております。面談の種類としましては、年度当初に評価期間中の業務上の目標等を明確にしまして上司と部下で認識の共有を図る期首の面談、評価結果の開示やその結果に基づき指導、助言を行う期末の面談、それと業務の進捗状況の確認や目標の変更等必要に応じて行う中間面談がございます。

これらの面談を通じまして、上司は部下に対し伸ばすべき長所や改めるべき短所の指導と適切なフォローアップをする必要がございます。部下が言われたら悩むような繊細な部分などの指導については、部下が嫌がるので言いにくいなどの理由で指導しなかった場合には人材育成にはなりませんので、適切に伝えることが重要だというふうに考えております。指導をする際は改善点だけを伝えるのではなくて、良い点を褒め、さらに伸ばすことから話して、その後に改善点に触れたり、面談の最後に激励、そういうふうな言葉をかけるなど、部下が上司の助言を受け入れやすい状況をつくるのが大切だと思います。

また、面談時や通常時このような指導をしやすいするためには、日常における業務上のコミュニケーションを心がけながらよりよい人間関係を築いておくことが非常に重要だというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

次に、第2次白石町人材教育基本方針に基づいて、職員の能力向上のための研修の状況はどういうふうになっておりますか。

○中村政文総務課長

職員の研修につきましては、まず職場内の研修としまして職員の資質向上及び育成を図るため、白石町人材育成基本方針に基づきまして全員参加型の研修を実施しております。この研修は職員より受講したいテーマのアンケートを取り、希望が多かったテーマを選定して行っております。

令和4年度は福岡市職員を講師に招きまして、財政構造や財政健全化等を学び、自治体経営シミュレーションなどの体験型学習としての財務研修、そして自治体DXに生かすための業務改善課題解決を目的としましたBBRの研修を実施いたしました。

このほかにも、公共工事等の入札及び契約を公正、公平で競争性、透明性を高く執り行うことを学びます入札談合等関与行為防止法講習会や、知的財産制度の概要をはじめ、著作権に関して業務上で注意すべき点などを再確認することを目的に、知的財産制度研修を実施いたしました。

次に、県内での研修として、佐賀県市町村振興協会等が主催いたします研修に希望者が参加をしております。これは役職に応じて必要な知識、技術を習得する階層別の研修、また研修に必要な知識、技術を習得する技能別の研修、自発的な能力開発を目的とした能力開発研修などがございまして、社会情勢の変化に対して住民の立場に立ち、柔軟に対応できる人材育成を目指すための研修でございます。

また次に、海外の研修でございますが、より専門的、また技術的なものを学ぶ研修としまして、日本経営協会や全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研究所主催の研修がございまして、希望者の受講について予算の範囲内ではありますが認めておるところです。

このような研修を通じまして、高度化、複雑化する行政ニーズに対しまして的確かつ効率的に対応していくため、職員の能力向上を図っております。

なお、令和4年度の研修実績としましては、職場内研修に延べ494人、職場外研修に延べ88人、合わせまして延べ582人の参加実績というふうになっております。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは次に、これからの行政経営の在り方の基本方針についてお伺いをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

現在、令和5年度から令和9年度までの5箇年の計画でございます、第2次の白石町行政経営プランを策定し、取り組んでいるところでございます。

このプランでは、住民サービスの向上と業務の効率化、人材組織力の強化、財政の健全化、この3つを基本目標として、これらを効果的に達成していくために、11の推進項目を掲げまして20の取り組みを行うこととしているところでございます。また、この取り組み項目につきましては、数値化できるものは具体的な数値目標を設定をいたしまして見える化を行い、これらの取り組みを行っていく上で、町長を本部長とします役場内部の組織ではございますけれども、行政改革推進本部において総合的な連絡調整、進行管理、達成状況を確認しながらこのプランを計画的に推進してまいることにしております。また、進捗状況等につきましては、毎年度白石町行財政調査委員会に報告をいたしまして、必要な意見等を得て改善を重ねる仕組み、いわゆるPDCAサイクルを確立し、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

人口減少や少子・高齢化による大幅な自主財源の増加は見込めず、また今後も大型な事業が続いていく見込みであるなど、本町を取り巻く環境は厳しいものがございます。このような中で未来につながる健全な行政経営を実現するためには、コスト削減と限られた資源を効率的に最適配分すること、この両方をこれまで以上に突き進める必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

第1次の行政経営プランの背景の項目に、本町のこれまでの行財政改革では行政改革イコール削減のイメージが強く、削減の要素が強かったというふうに挙げられております。先ほどの答弁の中では、第2次行政プランの趣旨の文中に、未来につながる健全な行政経営を実現するためにはコスト削減と限られた資源を有効的に再配分するというふうにあります。これの最初のコスト削減と第2次のコスト削減、この違いは何かありますか。

○坂本博樹企画財政課長

第1次のプランでも削減という表現を使っておりますけれども、行政改革といいますと、事務事業の廃止や縮小、人件費の削減など、まず経費削減、予算の削減、事業の削減など、削ることが第一の目的であるようなイメージがあるのではと思っております。そういうことで、ここでは端的に行政改革イコール削減のイメージが強いというようなことで記述をさせていただいているところでございます。

第2次プランの中ではコスト削減ということでの表現をさせていただいておりますけれども、ここではまず国においては行政の無駄を省き、組織をスリム化して小さな政府を実現するためのもろもろの改革を網羅した行政改革推進法というのを平成18年度に策定をされておまして、これにより全国的に自治体としてコスト削減を中心とした行政改革が進められてきたというところで、このコスト削減ということを使わせていただいております。コスト削減につきましては、金額的な部分だけではなく、業務を進める中で無駄な部分などのコストを削減することで、業務効率化にもつながってまいります。これまでのやり方や方法の中で改善できる部分があれば、人的コスト、また時間的コストの削減にもつながってまいります。引き続きコスト削減は進めてい

きたいと考えております。

この1次プランと2次プランの記述の違いでありますけども、文言の違いはありますけども、同じ意味であるというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

次に、限られた資源を有効的に再配分するというふうな面に、そのことについて具体的な方策はあるのか、お伺いをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

資源につきましては、先ほど答弁をいたしましたけども、人、職員、物、施設や組織、そして金、予算でありますけども、これらにつきましては限りがございます。

重点施策の実施に当たっては、予算の重点配分、職員数の配置や組織機構の効率的な見直しなど、町の資源である人、物、金を最適に配分し、行財政運営を行っていく必要があるというふうに考えております。一つの例になるかと思いますが、第3次の総合計画にも重点施策として掲げております学校教育の充実というところで、小・中学校再編に関する取り組みを掲げておりますけども、この4月から小・中学校再編の取り組みをより強化するために学校教育課に新しい学校づくり専門監を配置し、係や職員数の増員をする組織機構の改革を行っております。また、予算についても重点的に配分をいたしているというふうに考えております。

今後も、町民サービスをできる限り低下させることなく、限られた財源を有効に配分するために、事務事業の見直しや事業の取捨選択など、施策の重点化を図りまして、持続可能な行財政運営を行っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

今の答弁の中で、学校再編に関しての予算を重点的に配分をしておりますということでしたけども、これは当然されるべきことなので。

次に移ります。次に、歳入増加の対策について具体的な検討はどういうふうになされているのか、お伺いをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

第2次の白石町行政経営プランにおいては、推進項目として歳入増加策の検討を定めておりまして、それを実行するための取り組み項目として、ふるさと納税の推進及び使用料、手数料の改定というふうに規定をいたしております。

まず、ふるさと納税の推進につきましては、ふるさと納税制度を活用して町の特産物を中心とした返礼品や町外の方も応援したくなるような特定事業の充実を図ることにより寄附額の増額を目指すこととしておりまして、その具体的な実施内容といたしましては、返礼品の改良や数を増やす取り組み、またインターネット広告等による宣

伝の強化としているところです。

次に、使用料、手数料の改定につきましては、社会情勢を勘案した使用料、手数料の金額、また減免制度についても必要な見直しを行うこととしておりました、その具体的な実施内容といたしましては使用料、手数料の一律の見直しとしているところでございます。

なお、公共施設につきましては、今議会においてインボイス制度の開始に合わせた手数料条例等の改正、制定をお願いしているところでございますけれども、引き続き使用料単価や減免制度の見直しについては検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、2次プランには記載はいたしておりませんが、税負担の公平性の確保の観点から、町税等の徴収率向上に向けた取り組みについても重要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

答弁の中に使用料、手数料の見直し、これは必要だと思います。ただ、住民サービスの観点から考えると、歳入増加につなげていいものかどうか疑問ではありますが、どういうふうに考えておられますか。

○坂本博樹企画財政課長

公共施設についての使用料の見直しについてでございますけれども、これにつきましてはこれまでも消費税等の改定に合わせて見直しを行ってきたところでございます。ただ、昨今の物価高騰であったり、そういったものによる維持管理経費の増大など、社会情勢に合わせた見直しができなかったというふうに考えております。また、減免規定につきましても合併以来見直しを行っていないというような状況でございます。

一方、公共施設につきましては、住民の福祉の増進を目的として利用されるものでございますので、公的な目的を持った活動のための利用、あるいは個人の趣味や健康増進また教養の向上といった理由での利用など、町民の皆様に各種施設を利用いただくことも必要であるというふうに考えておりますので、大幅な使用料改定等の見直しは控えるべきではとも思っているところでございます。しかしながら、公共施設の維持管理経費も多額に要しているところでございますので、利用者がその施設を利用することによって受ける利益、またサービスの対価としての御負担、いわゆる受益者負担の考えの下に減免制度も含めて見直しが必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

この使用料、手数料の見直しですが、ぜひ住民の立場に立っての見直しにしてもらいたいというふうに思います。

それでは次に、行財政改革のためのデジタルトランスフォーメーション、デジタル化推進の目的についてお伺いをいたします。

○中村政文総務課長

国は、デジタル化の取り組みといたしまして、自治体DX推進計画の策定や、令和3年9月にデジタル庁を発足させるなど、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて大きく動き出しております。これを受けまして、地方からデジタル実装を進め、新たに変革の波を起こし、地方と都市の格差を縮めるため、デジタル田園都市国家構想の実現など、今後進めていく地方創生においては地域課題解決のためのICTの活用やデジタル化が促されており、県内の自治体でも様々な取り組みが開始されております。

本町としましても、昨年度から副町長をDX推進統括監として、データやデジタル技術、またAI等を活用し、町民の利便性の向上とともに業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげることを基本理念といたしまして、白石町DX推進方針を策定し、役場内の様々な業務へのデジタル技術の活用に取り組むこととしております。

役場業務におきましては、デジタル化を推進していくために単に紙の資料が電子データに置き換わるということだけではなくて、デジタル技術を使って業務の進め方そのものを効率的に見直しを行って、欠かすことができない、例えば職員による町民からの相談業務とか窓口業務への対応などを充実させることによって、町民の生活がよりよいものへと変革することが行財政改革のためのDX、デジタル化推進の目的だというふうに考えております。

しかしながら、こういったDX推進の実現につきましては、一足飛びに実現できるわけではなくて、段階的に一つずつ進めていくことが必要であります。本町では昨年度から各部署にDX推進員を設置し、通常行っています業務の中でデジタル化をすることで効率化できる業務の調査を行っております。その後DX研修などを通して、業務の遂行に必要なデジタルツールを活用する能力の向上も図りながら、業務のデジタル化による効率化に着手をしております。例えば、職員が手作業で行っていた税務課の還付処理における伝票の起票処理とか、保健福祉課のひとり親家庭等医療費助成申請受付業務など、RPAといいますデジタルツール、その活用に着手をいたしました、およそ4割の作業時間が削減できる効果を得ているところでございます。

今後は、個人のスマートフォンやパソコンから役場に出向くことなく役場への申請が完結をできるように、町民がデジタル化によるメリットを感じられるデジタル社会を国、県とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○溝上良夫議員

答弁の最後のほうに、デジタル化が白石町内に浸透し、様々なデータ等がつながることでマイナンバーを活用し、役場に出向くことなく個人のパソコンやスマートフォンから役場への申請がデジタルで完結するなど、町民がメリットを感じられるデジタル社会を進めることとありますが、私を含めた情報弱者に対する方策は何かあります

か。

○中村政文総務課長

先ほども申しあげましたとおり、令和3年9月に発足しましたデジタル庁では、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を優先し、社会全体のデジタル化を目指していくこととされております。

国の調査によりますと、スマートフォンの利用率が全世代において9割以上である報告もあっております。本町においては、パソコンというよりは多くの町民様が利用されておりますスマートフォンでスムーズに申請ができることを目指して、スマートフォンの講習会などを実施する計画でございます。

今後は、役場内の関係部署と連携を今以上に取りながら、現在の手続より簡単で使いやすい手続になるように検討し、誰もが使いやすい仕組みの提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは最後に、公共施設のマネジメントの考え方、将来の考え方についてお伺いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

町では、平成28年度に策定をいたしました公共施設等総合管理計画に基づきまして、令和2年度に公共施設等個別施設計画、令和4年度に公共施設等再編計画を策定をし、施設総量の削減を目指しているところでございます。また、令和4年11月には、行政改革推進本部の専門委員会として、これは役場内部の組織でございますけれども、公共施設等マネジメント推進検討委員会を設置をいたし、現在関係課と協議をしながら公共施設及び公共施設再編後の跡地等の活用方針等について検討を行っているところでございます。

こういう状況ではございますけれども、現在公共施設マネジメントに大きく影響してきます小学校の再編方針が示されたこと、また予定しているあかり保育園の民間移譲、有明公民館及び老人福祉センターの令和6年度末での閉館など、公共施設の保有状況も大きく変わってまいります。今年度はこれらの状況を反映しまして、施設総量の最適化、維持管理の在り方などを検討いたしまして、新たに施設総量の目標値を定めることなど、上位計画でございます公共施設等総合管理計画の改定を行うこととしているところでございます。この計画を改定しまして、令和6年度からおおむね20年後ぐらいをめどに施設総量の目標を新たに掲げまして、各個別施設計画や再編計画を更新しながら公共施設のマネジメントを進めていくこととしております。

今後も引き続き町内全域の公共施設を利用状況等も把握しながら、また有効活用策なども十分検討しながら、施設総量の適正化に努めまして財政負担の軽減を図ってきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

分かりました。

少し時間がありますので。実績評価の6ページ、SDGsの研究とあります。令和2年度に職員全員に名札に目標とするSDGsの表示というふうにあります。職員の方、つけておられますかね。正直に。

○坂本博樹企画財政課長

実績のところにあります令和2年度のところに、全職員名札に目標とするSDGsを表示ということで取り組みを進めております。

職員も人事異動等がありますので、それぞれの部署が当然変わってまいりますので、それぞれの部署でのこのSDGsの目標というのは変わってきますので、新たに変わった部署でのそういった表示については配布をして、職員名札につけるように取り組みをしているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

すみません。私が見る限り、何が何だか分かりませんが、その小さなシールを1つ貼ってありますけども。するなら、もうちょっと目立つやつで。それと、職員の異動でごちゃごちゃしてると思いますが、もう一度再度確認をお願いして、するなら徹底的に確実にやってもらいたいと思います。

それでは、質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝上良夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

一般質問最後の日となりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

質問1点目に早速入りたいと思いますが、子ども権利の国内法でありますこども基本法についてということでお尋ねをしております。

御存じのように今年2023年、令和5年4月1日から施行をされています。このこども基本法の基本理念でありますとか、あるいは責務についてどのように認識をしているのか、この法律について。また、国はこども大綱を今後つくられると思いますけれども、自治体にはこども計画を策定するよう努力義務が課せられています。今現在、

白石町には子ども・子育て支援制度の計画がありますが、それらの関係について併せてお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、子ども基本法について御説明をいたします。

その目的として、これまで国において子どもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、それから人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く環境、状況は深刻でございます。このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来諸法律に基づいて国の関係省庁、地方自治体において進められてきた子どもに関する様々な取り組みを講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として今年4月1日に施行されました。

国、地方公共団体に対しましては、法の基本理念にのっとり子ども施策を策定、実施する責務を課しております。事業主に対しましては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務、国民に対しては、子ども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課してあります。白石町においても、この基本理念にのっとりまして、子ども施策に関し、国及びほかの地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、実施することというふうになります。

また、こども大綱の白石町子育て支援制度との関係についてということでございました。

令和5年4月以降、総理大臣を長とするこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成方針を定めた上で、こども家庭審議会において具体的な調査、審議を進めていくこととあります。その後、子どもや若者などを対象とした公聴会やパブリックコメントなどを経た上で、こども大綱の案をこども政策推進会議が作成し、閣議決定する予定となっております。都道府県子ども計画及び市町村子ども計画は、国が策定するこのこども大綱を勘案して定めることというふうにされております。

議員お尋ねの白石町子ども・子育て支援制度との関係につきましては、町が実施しております各種制度がこの子ども計画に基づいて実施されるよう、計画の中身の検討を今後進めていくものというふうと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

本来であれば、こども基本法というのができた後で基本計画みたいなものができるのが順序としてはいいと思うんですが、これまでも障害者基本法ができた後に基本計画ができたり、男女共同参画基本法ができた後に基本計画みたいなものがありましたから、こども基本法ができたのがちょっと遅いのかなという気が個人的には思っているところです。今課長の答弁では、こども基本法の成立した背景であったり、少子化の進行であったり、人口減少の問題など、それから子どもを取り巻く環境はとて

も深刻になっているというような状況から、そういった答弁であったと、背景であったと思います。

今回の包括的なこども基本法については、画期的であると私自身は思っています。基本法の第11条には、子どもの声を聞く姿勢であったりその仕組みづくりを今後作られるということで、自分自身はこれまでにない、いろんな法律はありますが、画期的じゃないかなというふうに思っているところです。

そこで、答弁では国はこども大綱をつくるに当たりまして、子ども、若者の声を聞く公聴会であったり、パブリックコメントをすとかの説明が内容に入っていましたけれども、この法律のポイントを挙げるとしたら、幾つかあると思いますが、お願いします。

○木須英喜保健福祉課長

この法律の内容について、その概要、ポイントを説明をいたします。

まず第1に、この法律は次代の社会を担う全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すということを明示してございます。それに向けてこども施策を総合的に推進するということが目的として掲げられております。

第2に、年齢制限を設けずに、心身の発達の過程にある者をこどもと定義をしてあります。また、こども施策を子どもに関する施策だけにとどまらず、これと一体的に講ずべき施策と定義をいたしております。

第3に、こども施策の基本理念として、基本法第3条第1号から4号においては児童の権利に関する条約の4原則、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重及び児童の最善の利益に相当する内容を規定しております。

第4に、こども大綱の規定を設けています。なお、この法律により、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律における大綱等を束ねることによりまして、関係する施策に横串を通すというふうになっております。

第5に、こども政策推進会議を設け、先ほど申しました3つの法律における会議等を統合することというふうになっています。

第6に、基本的施策として、こども施策に対する子ども等の意見の反映、先ほどもありましたパブリックコメント等、それから支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、関係者相互の有機的な連携の確保、こども施策の充実及び財政上の措置等を規定してあります。

以上がこの法律の大まかな概要、ポイントではないかというふうに考えております。以上です。

○内野さよ子議員

今課長は6つのポイントを挙げていただいて、分かりやすく言っていただきました。その中でも私は、3点目に言われた子どもの権利、4原則というのを言われましたけ

ど、差別がないこと、命が守られて成長をすること、意見の表明ができるようになること、子どもにとっての最もよい施策をすること、これは一番重点的なものかなって思います。これ子ども憲章の中にある文言だと思いますが。あと、5番目に言われた子どものための会議、先ほどから言われているように、今までは大人の会議しかなかったんですが、子どもの会議をこれからはつくっていく、その中で意見をどんどん子どもから吸い上げるというような仕組みじゃないかなと思っています。それから、6点目に言われた、今のと重複しますが、子どもの意見を反映する、会議の中で聞いた意見を反映していくような施策をしていくというようなことじゃないかと思うんです。

こども大綱ができると、これから白石町においても子ども・子育て支援制度の中にもずっと盛り込まれていくのではないかなというふうに思っているところです。そういったこども大綱ができることによって、また新たに子どもに対して、先ほど言われたように深刻になっている社会現象等々にも結びつくような政策にもなっていけばいいなというふうに思っているところです。

基本法については、これからどんどん目に見えて現実なものとなっていくと思います。

質問2に移りたいと思います。

先ほどから言っております子育て支援計画、事業計画の第2期のものですが、第1期が平成27年につくられています。そういった子ども・子育て支援の計画ができましたけど、その中でも保育所と保育指針の改定における保育所の役割と町との連携についてということでお尋ねします。

今、子育て基本計画のことを言いましたが、これ2015年、平成27年に施行をされた子ども・子育て支援新制度からになっています。それから8年が経過をしているところです。そのときに第1期の子ども・子育て支援計画が白石町においてもつくられています。保育の質ということで特化して今日質問していますが、保育の質の向上と子どもを社会で育てるということを中心に盛り込まれています。

1点目には、保育所が幼稚園や認定こども園と同様に幼児教育を担う施設として位置づけられています。子どもが通う施設によって小学校の入学時の状況が異なることがずっと長年課題になっていたところでした。

町の保育所において、今現在8年が経過をしているところですが、実際中身がどうであったかというの私はよく分かりませんが、この法律によって町内の保育園の施設の方々が同じ視線を持って、同じ政策を持ってやられていると思っていますので、そういう状況について積極的な位置づけについてどのようになっているのか、お尋ねをします。

○木須英喜保健福祉課長

保育所保育指針は、保育所の保育内容や保育に関する考え方を定めたもので、1965年に厚生労働省によって制定をされました。何度かの改定を経て、現在直近では2018年に改定をされております。その改定では保育所を教育施設として位置づけられ、幼児教育の必要性が明確化されております。それまでは保育園は養護を行う場所、幼稚園は教育を行う場所とされておりましたが、保育園も幼稚園や認定こども園と同じ

く教育施設であると位置づけられたということになります。

保育所保育指針は、全国の認可保育所において保育の一定の質を保ち、園運営の向上を図るための基準となるものでございます。現在、文部科学省が定める幼稚園の教育要領、それから内閣府が定める幼保連携型認定こども園の教育保育要領と整合性を取りまして、3歳以上児の教育の共通化が図られ、同じ内容ということになっております。

幼児教育において育みたい子どもたちの資質、能力として、まず1つ目、地域及び技能の基礎、2つ目、思考力、判断力、表現力等の基礎、3つ目、学びに向かう力、人間性等が3つの柱として掲げられまして、それぞれ個別に指導をするのではなく、遊びを通した保育活動の中で総合的に育むことが重要であるというふうになされております。また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、健康な心と体、自立心、協働性などの10の姿として具体的に示されております。これらを共有することで、保育所での保育と小学校教育の接続を円滑に行うための方向性が示され、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所で共有され、どこでも同じ水準の教育を受けられるということを目指すとされております。

保育所において保育の質を高めていくためには、子どもの実態に合わせて先ほど申しました10の姿を意識した保育計画を作成し、実践いたします。振り返って子どもはどんな様子だったのかというのを評価いたしまして、その結果を踏まえた改善を次の計画へと反映させていくことが非常に重要ではないかと考えております。町内の保育所におきましても、この保育指針を基に、全ての子どもの健やかな育ちへの実現に向けた保育、幼児教育に努められているものと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

同じ目的に向かって同じ法律、同じ制度がつくられてくると、保育園と幼稚園の在り方というのも変わってきていると思いますので、とてもよかったと思っています。

幼児教育における今課長のほうから3つの柱ということをおっしゃいまして、そういった指針に向かって、それから10の姿勢、姿を詳しく挙げていただきましたけど、そういうことによって今言われた方針、計画が共有されていくものだと思いますので、8つの保育園、幼稚園が1つの柱に向かっていくものだと思います。

今、先ほどから子育て支援計画のことを言っていますが、56ページには、実は認定こども園のこと、今多分5つぐらいになっていると思いますが、認定こども園のことが書いてありまして、認定こども園や保育所、子育てのというところで一貫して指導されているところですけども。このところで既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進をしますというところがありますが、ここら辺のあたりのポイントと、それから今現在、町内ではどうなのか、認定保育園に移行されているのか、現状についてお尋ねをします。

○木須英喜保健福祉課長

町内のほうには、保育園が5園、認定こども園が4園の計9園がございます。保育

園の保育指針、幼稚園の教育要領、それから認定こども園の教育保育要領等の内容が共通されたということで、同じ水準の教育が提供されておりまして、各園の特色を生かしながら、出しながら、保育、教育活動を展開をされております。

白石町子ども・子育て支援事業計画の中で、認定こども園の普及推進をうたっております。認定こども園は、教育、保育を一体的に行う施設で、言わば幼稚園と保育園の両方のよさを併せ持っている施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用可能ということになってます。町としましては、保育所機能に加え幼稚園機能を備える認定こども園の移行はさらなる保護者のニーズに対応できるようになり、子どもの健やかな成長のための環境がより提供できるものというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

町内の様子がよく分かりました。これまでは保育所というのと、働いている保護者の方ということが義務づけられていましたけれども、義務じゃないかも分かりませんが、そういうふうにはうたってありましたけれども、今後は認定保育園になっても、そういうところがいろいろ自由に選んでいけるということになるんじゃないかなと思います。

今言われた幼稚園型と、その中に一時預かりという言葉がありましたけれども、一時預かりについては社会で育てると先ほどからありましたが、幼稚園、保育園に行っていなくても、社会の中で未就園児であっても、この一時保育というのはされているわけですけど、この辺のところについて分かりましたら、お願いします。

○木須英喜保健福祉課長

一時保育ということですので、町内の現状を述べさせていただきます。

町内におきまして一時預かりを実施されている保育園は、認定こども園において希望のあった在園児を教育時間終了後に預かる幼稚園型の一時預かり、こちらを有明、福田、福富、あと六角の4園で実施をされています。冠婚葬祭やけがなどによりまして家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所で一時的に預かる余裕活用型を有明のふたばとわかば、この2園が実施をされております。

未就園児家庭などへの保育現場での支援体制ということですが、先ほど申しましたように地域の子育ての支援機関でありまして、保育の専門といった立場からも、子育てで頼る人がいない人や育児に対する不安を抱える人などへの子育て家庭の相談の窓口ということになったり、保護者のリフレッシュのための一時預かりなど、多様化する利用者のニーズに対応できるように、国や県、町内の各地域にある保育所等と連携をいたしまして、未就園児家庭への支援を今後も行っていきたいというふうに考えております。

○内野さよ子議員

これで法律に基づいて、社会の中で孤立をしてしまうようなお母さん方のための一時預かり、これについては町内にはゆめてらすという交流館の中にも一時預かりの

ありますが、最近ここ二、三年少ないということですが、コロナのせいもあったからでしょうか。そういったことも含めて、今後少しずつ一時預かりの制度が周知をされて広がることを願っているところです。そういう幼稚園型と余裕型とありますが、これも保護者の方が役場等に相談をされて、選択をしていけばいいのではないかなというふうに感じたところでした。

そういうところでありますけれども、今保育所のことをお尋ねしましたが、町では今1歳半の健診と3歳児健診が義務づけられています。その後就学時健診というのが行われておりますけれども、近年発達に課題のある可能性のある子どもについての療育につなげるためにはどのようにされているのかということで今回質問をしています。

保健福祉課においては1歳半健診であったり、この1歳半健診というのは1歳半ぐらいから2歳まで、3歳児健診というのは3.6か月と町報には書いてありましたが、3歳から4歳未満になると思います。あと、学校教育課で行われている就学時健診というのが5歳から6歳。これを並べてみますと、4歳児健診の頃がないので、このあたりはどうされているのかなと思って今回質問をしていますので、学校教育課とも併せてお答えくだされば助かります。まず保健福祉から答弁をお願いしたいと思います。どのようにされているのか。

○木須英喜保健福祉課長

保健福祉課のほうで1歳6か月児健診、3歳児健診を担当しておりますので、こちらについて答弁をさせていただきます。

保健福祉課では、子どもの病気の予防と早期発見を目的に、発育や発達を確認する1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を実施しております。そこで発達に課題のある可能性のある子どもにつきましては、医療機関での精密検査のほうにつなげましたり、町で実施している子育て相談へ案内をいたしまして、公認の心理士や言語聴覚士による相談を受けていただいております。必要に応じて医療機関や療育機関へつなげています。また、保育園のほうでは県の巡回相談等を活用されまして、療育の必要があるかどうかということを含めアドバイスを受けているような状況でございます。

以上です。

○出雲 誠学校教育課長

学校教育課のほうからは、新小学1年生の就学に向けた取り組みについて説明いたします。

保育所、こども園と連携を取り、年長、年中時に関する情報の共有を行っています。まず、5月に保育所、こども園への事前状況把握、スクリーニングを行います。年長、年中児が対象です。保育所、こども園での様子を参観し、担当の先生から様子を伺います。

それから、7月、8月に新入児面接検査を行います。これは年長児が対象です。個別に様々な質問に答えてもらいます。そこで言葉や人とのコミュニケーションなどを見ていきます。気になる場合には保護者へ通知をいたします。この通知により実際に病院受診をされる方もいらっしゃいます。

それから、8月には就学相談会を開催いたします。対象は4歳児から中学3年生までです。保育所、こども園の年長、年中児にチラシを配布し、相談会の周知を行います。また、小・中学校にも配布し、周知を行っています。5月のスクリーニングにおいて気になったお子さんには、保育所、こども園を通じて伝えていただいています。相談会において就学する学校への見学を希望される保護者もいらっしゃいますので、その場合には9月になってから見学をしていただいております。相談会は子育ての相談もありますが、小学生になってからの就学についても話し合う場であり、通級指導教室や特別支援学級、それから特別支援学校を見学していただくことにより、保護者の方が見通しを持って入学を迎えることができます。

それから、10月になって就学時健康診断を行います。年長児が対象です。ここでは保護者への個別相談会も行います。就学への不安などの相談を受け付けています。

11月に入りまして、白石町教育支援委員会を開催いたします。次年度のお子さんの学びの場を検討し、判断をする会議です。保育所、こども園からの情報、スクリーニングや医師の診断書、それから保護者の意向を基に、各分野の専門家が協議、判断を行います。

以上、1年を通して次の入学への準備を進めています。

○内野さよ子議員

まず福祉課にお尋ねをします。

先ほど県の巡回指導というようなことをおっしゃいましたけれども、この巡回指導は保育所でやられているのか、保育所が要望してされているのか、その辺がちょっと分かりませんのでお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

先ほど申しました県の巡回指導でございますが、県のこども未来課が実施しております医療的ケア児等就園支援コーディネーター派遣事業や、教育委員会が実施しております障がいのある子どもに学校生活支援事業等がございます。

医療的ケア児等就園支援コーディネーター派遣事業は、保育所などから派遣申請に応じましてコーディネーターが派遣され、保護者や園等からの聞き取りや会議を行い、医療的ケア児の入園先の検討の助言、また通園している医療的ケア児が安心・安全に園での生活を送るための助言等を行うものです。

障がいのある子どもの学校生活支援事業も同じように保育所などから申請いたしまして、派遣されたコーディネーターが対象児の様子を観察いたしまして、園の先生方や保護者からの相談や、教育支援体制や個別の指導計画などについての助言が行われます。町内においても活用されている保育園もあるようでございます。

また、ほかにも保育の現場が抱える課題に対しまして、大学教授など専門知識を持つアドバイザーを派遣する訪問支援等も制度としてあるようでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

保健福祉課で私が4歳児の療育についての心配の初めからこの質問をしているということを書いてみましたけれども、今回の4月の広報にも載っていましたが、保健福祉課でなされている乳児健診あるいは健康相談とか、そういうようなものを見ますと、かなり小まめにしてある。初めて生まれてから2か月児健診あるいは4か月児健診等々、1歳半健診になるまでも歯科健診とかも2回行われていますし、これは多分通知がなくても町報を見て来ていらっしゃるのかなあということを思います、頻繁に行われていますから。なので、そういうふうなことはかなり充実してきているんだなあということを思います。健康センターでの健診業務がかなり行き届いているなどということを感じているところです。

それから、学校教育課ですが、私は療育のことをとても心配していましたが、かなり年長、年中、就学時健診のときに改めて検査、健診、相談業務をやっておられるということがよく分かる答弁でした。そういったことはありますが、最後のあたりに言われていましたけれども、年中、そのあたりを主に、相談の内容はいいですが、回数とか子どもさんたちがどのくらい相談をされているのかなというのが数字が分かれば、何歳児とかあればお願いします。

○出雲 誠学校教育課長

令和4年度の白石町の就学相談会を年齢別にお知らせをしたいと思います。

昨年8月2日から4日に行った就学相談会の際の数ですが、年中が14名、年長さんが36名、小学6年生が11名、中学生がゼロで、合計の61名の方が参加されています。

○内野さよ子議員

もう一点すみません。

最後にこれも言われておりましたが、11月に教育支援委員会というのがありまして、その中で、私は福祉課と学校教育課が連携をされているだろうと思っているだけで、実際はどうされているのか分かりませんが。教育支援委員会の各分野の医師の方であったり専門分野の方が来ていらっしゃるということですが、連携についてとそれから専門分野の方はどういう方が来られているのか、その点について分かる範囲でいいのですが。

○出雲 誠学校教育課長

教育支援委員会のメンバーの方ですが、町の保健師ももちろん入っていただいています。それから、小児科の先生、作業療法士、それから特別支援学校の教諭、聾学校の教諭、それに西部教育事務所の指導主事、町内小・中学校の教諭などが委員として参加いただいて協議をいただいております。

○内野さよ子議員

私が見て一番大切なのは、福祉課とこの就学時健診になるこの間のところ、そのところがうまく連携が取れているのかなと思ったのでその質問をしました。今後も保健師の方とか、保健師の方はずっと子どもさんを6歳になるぐらいまで見ておられ

る課ですので、ここの連携がうまくいってればいいなというに思いますので、それを感じ取りました。ありがとうございました。

それから最後になりますけれども、学童保育のことです。ここもその2つの課になりますけれども、学校統合再編がこれから始まりますけれども、学童保育事業というのは具体的にまだ検討中ではあると思いますけれども、その辺の内容について、保健福祉課であると思いますが、お願いします。

○木須英喜保健福祉課長

現在、町の放課後児童クラブは小学校ごとに8箇所で開催をしております、小学校の空き教室を活用したり、学校に隣接した専用施設にて運営を行っている状況です。

これは施設の有効活用という点もございますが、放課後児童クラブの対象児童が低学年の小学生が中心であるのと、各学年の下校時間がそれぞれ違う中でのクラブへの受入れというふうな状況もありまして、学校とクラブが連携した安心・安全かつスムーズな受渡しが必要であることから、学校敷地内または隣接の専用施設での運営を行っている状況です。

学校統合再編におきましては、令和8年度から有明地域の3小学校が、令和12年度からは白石地域の4小学校がそれぞれ統合されることとなっておりますが、放課後児童クラブの開設にあっては学校との連携は不可欠でありまして、離れた場所での開設は移動手段それから時間等を考えましても非常に困難であるというふうに考えております。新学校の開校に合わせて、学校敷地内または隣接の専用施設での運営を学校教育課と協議をいたしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○内野さよ子議員

現状かなり保護者の方にとってはいい事業をされていると思っています。

そこで、平成28年12月の一般質問で、実は町機構改革の中で学童保育は学校教育と一体化し、教育委員会が分かりやすいのではないかと、やりやすいのではないかとということで質問しています。そういった状況も含めて、現在の県内の状況なども含めてどのように考えているのか、お願いをいたします。

○木須英喜保健福祉課長

まず、資料要求があってございましたので、そちらを御覧ください。

県内における学童支援事業の所管課一覧について御説明をいたします。

教育委員会部局で所管している市町については、鳥栖、多久、伊万里、武雄、小城、神埼の6市、吉野ヶ里、基山、江北の3町で、計9市町村となっております。ほかの11市町におきましては保健福祉部門で所管している実情になっております。平成28年当時は6市3町の計9市町が教育委員会部局で所管をしております、各自出入り等はございましたが、おおむね当時と全く同じ状況というふうになっております。

これまでの経過や今後の方針についてでございますが、平成28年12月一般質問において所管事務変更の御提案を内野議員様のほうよりいただきまして、その後においても庁内で協議を行っている状況でございます。

現在も学童保育の所管は厚生労働省のため保健福祉課で行っておりますが、学校教育課に移管した場合に効率的になる部分として考えられることとして、学童支援員と学校支援員の兼務による労務管理や学校行事、代休日等の学校との連絡調整、確認、それから災害等が発生した場合の緊急連絡、それから参加人数に応じた余裕教室の活用の調整等が挙げられます。

保健福祉課の場合であれば、保育園からの児童の情報を把握でき、入学時の受入れがスムーズであること、学童利用申込書に添付する雇用証明書等を保育園の入園申込書添付分と共有ができるということ、それから子育て世代包括支援センターでの相談ができること、来庁時には保健福祉課は1階フロアにございますので利用しやすいことなどが挙げられ、利用者としてはメリットがあると思われる保健福祉課のほうで事業を継続をいたしております。

デメリットとなると考えられました災害時等の緊急連絡手段につきましても、全てのクラブのほうにスマートフォンを配置いたしまして、メール配信システム、マチコミメールと申しますが、こちらのほうを導入したことで、気象災害、不審者情報等を保健福祉課から迅速にクラブや保護者へ伝達することが可能な体制というふうになっております。

学童保育事業を保健福祉課が実施するか、学校教育課で実施するかにつきましては、それぞれメリット、デメリットがあるかと思えます。県内市町の状況を見ましても、ほぼ半数という状況から、試行錯誤が続いているのではないかというふうに考えられます。どちらが実施するにいたしましても、まず子どもの最善の利益を考慮して、育成支援を推進するため、学校、学童支援員、保護者等と情報を共有、連携するとともに、今後も学校教育課と保健福祉課が交互に協力することで、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援してまいりたいというふうに考えております。

今後は、こども家庭庁の創設、それから小学校の統廃合等を控えておりまして、学童保育施設の統合、拡充等の問題も含めて、ますます連携が重要であるというふうに考えております。

○出雲 誠学校教育課長

教育委員会が分かりやすいのではないかというような質問がございましたので、私のほうからも答弁させていただきます。

保健福祉課長の答弁にもありましたが、県内の状況を見ても、平成28年度には教育委員会が所管していた市町が令和5年度には保健福祉課に替わっていたり、またその反対に保健福祉課の部門から教育委員会へと所管の入れ替わりがあるなど、試行錯誤が続いている状況です。

白石町といたしましては、保健福祉系部門と教育委員会のより綿密な連携と対応を行うことによって、所管がどちらであるかを住民の方々に意識させない迅速な対応を取ることが最も重要だと思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

最後に学校教育課長が言われたように、どちらであっても意識させないというところが大事なかなと思いますので、要は福祉課長が言われたように連携を密にしていくことが大切なことであると思うので、結果的にはどちらであってもいいなあとというふうに思っています。ちょっと検討をされているようですが。

先ほど労務管理のところでメリットということをおっしゃいましたが、今、町だからなのかも分かりませんが、学校の支援員さんとそれから学童の先生が一緒の方が半数ぐらいいらっしゃるんじゃないか、半数もいらっしゃるかも分かりませんが、いらっしゃるかなと。そういうことを考えると、時間的設定とか、いろいろ、報酬、給料の面とかも計算の方法が別々になりますし、午前と午後が。そういうところから考えたら、管理をする上では、私はどちらか、支援員さんが町だから少ないので、人口的にも少ないので、そういう現象が起きているのかも分かりません。先ほどのを見ると市が教育委員会とかが多いという現状からも、大きいところはできるからとでもなくて基山町と2町についてはされているので、教育課でもできないことはないと思いますけれども、実はそういうところが1点目に思ってます。労務管理とかそういった面で、こちらの学校教育課のほうがいいんじゃないかなということを思ったところでした。そうすると何時に終わっても、例えば2時半からこちらとかというのも管理状況、給与の面でもやりやすいのかなって、そういうことを思います。

それから、実は学童保育事業が始まってもう20年ちょっとになりますけれども、私実は学童保育が始まる時に当時の教育長さんに、この学童保育はこれから絶対しないといけない事業ですので、開設についてはぜひしていただきたいと言ったことがあります。旧の白石町の時でしたけれども。そのときに、そがん需要のあろうかね、そがん要望のあろうかねと教育長さんは言われました。

でもアンケートを取ってくださいと言ったところ、結局七、八人でした。その当時県の事業が小規模事業が10人以上でしたので、補助事業の対象ではありませんでした。そのことを何とかありませんかと県庁に行きましたら、学校、私は教育長に相談しているつもりでしたけど、県庁は福祉課の部門でした。制度上福祉の部門になっているので、福祉課で補助金の申請等もされていたところでした。

しばらくしてから、皆さん要望も大きかったということで結局始まりました。始まりましたけど、福祉課になりまして、その前に福祉課に県庁から帰ってから、この事業福祉課でしたよ、県庁ではって言ったら、いや教育委員会のほうがやりやすかつさって、そのときの当時の課長が言われたんです。私も最初に教育委員会に行ったけんが、福祉課長もそう思っているのかなと当時思いました。ただ、連携がこれだけ制度がうまくいくようになった今、どちらであってもいいのかも分かりませんが、先ほど課長が子どもさんたちから見ても保護者から見てもどちらがやっているというのを目立たせないようにやっていくということが大切なことだと思うので、その辺を今後どうするかというのは、どうか分かりませんが、教育委員会であっても、例えば学校教育課ではなくて生涯学習のほうですとか、その辺のところはできるのかな。今国のほうでも、厚生労働省と文部科学省が一体的になる話はいつも出るんですがたちぎれにばっかりなっています。将来的にどういう形になるのか分かりませんが、

こども家庭庁もできましたので、一体的に考えていくことが大切であると思っています。今後の子どもの目線から見たほうがいいのか、あるいは支援員さんのことを考えてどう作り上げたらいいいのか、あるいは学校の先生方との関わりを持ちながらどう持っていくかというのは、しっかり検討していただきたいというふうに思っているところです。その辺についてはよろしくお願いをしたいと思います。

もう一点福祉課にお尋ねをしたいと思いますのですが、実は厚生労働省から出されている支援員さんの勤務日程です。これ学童保育クラブの、これ小っちゃいですが、厚生労働省から出ています運営指針というのがあります。その中に支援員さんの労働につきまして書いてあるんですけども、学校の授業の休業日1日という場合は8時間以上と、もう御存じのことだと思いますが、8時間以上と書いてあります。休業日以外の日は1日につき3時間以上と書いてあります。白石の場合は多分3時間以上で、そのあたりに該当するのかなと思うので、別に適切にはされていると思うんですけど、最近の状況から見ると、こういったところを何件か私もお尋ねをしましたけれども、大体支援員の先生方、15時頃、終業後ですから2時45分であったり、そういうようなところの時間設定だと思いますが。私はよその勉強会なんかをしていて、支援員さんが15時に来てばたばたとして子どもさんを迎える、きちっと交代でされているかも分かりませんが、そこでもう少し1時間程度白石町は早ければ、私は、もっとしっくり子どもさんたちのことができる、今もしていただいているとは思いますが、その辺のところを、適切ではあるんですけど指針に載ってあるからと思うんですけど、もう少し早めに入場をできるようにして。大きい市なんかはパソコンが置いてあって、支援員さんたちの業務管理とか、いろんな目安をつけたりとか、目標をつくったりとか、それは福祉課でされているかも分かりませんが、正職扱いの方もかなり市では多いようでした。時間の報酬についても決められた報酬、時間設定で、掛けるの3とかじゃなくて。そういうようなところも今後考えていく時期に来ているのではないかなと思いますので、その辺も一緒に検討していただけたらなということをお聞きしたので、後で指針も見てください。そのことについてはいかがでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

内野議員のほうから今御意見のほうをいただきました。

我々もその話については把握はいたしております。

現状、子どもの受入れの15分から30分ぐらい前には当番を決められて、早めに受入れ体制を取っておられるような状況でございます。話の中にもありましたように、支援員さんの勤務条件に関わる部分になりますので、そこは過重労働にならないように時間の調整を図りながら、今後保健福祉課内で検討させていただきたいというふうに思います。

○内野さよ子議員

これは町の財政とかいろんな面で関わってくるので、非常に厳しかったり、これはできるよとかいろいろありますけれども、これだけ子育て支援制度というような状況の中で、もう少し第2のところじゃなくて。学童保育というのはとても今脚光を

浴びていて、いろんな町、市町村が非常にここはしないといけない、これは大切な部分だという考えの下でやっておられるような気がするんです。白石町が決してそれを粗末にしているとかという問題ではありませんけれども、そこを十分に考えていただきたいなあということを思っているところです。課長が非常に厳しいというのは先ほども言っているように、労務管理ですね。午前中には支援員で学校に出られて、午後に学童保育に出られますので、かなりの労働時間になるということになると思います。もうちょっと工夫ができないのかなと私も考えてるんですけど、厳しい中でやりくりをされている状況だと思っています。人口の規模の大きいところはもっと人材がたくさんいて、できるところがあるかも分かりませんが、今後そういうようなところも考えながら進んでいくことが大切だと思います。

今回質問をしたのは、福祉課と学校教育課のはざまになっていて、ちょうど先ほども言ったように、学校に上がるとき、中学校に上がるときとか、そういうようなところの連携がどうなってるのかなということをととても思いましたので、今回質問をしています。こども基本法を1番目に上げましたけれども、このこども基本法を見ると、これから子どもの声というのが出てくるのかなと思います。大綱ができるのは今年の秋、私が勝手に秋ぐらいになるのかなと思いますが。それから、市町村においては計画を立てられていくのが義務化になっていきますので、その辺のところで子どもの声を聞くとどういうところが出てくるのかなと思いますが、その辺を綿密に法律とそれから制度等を勘案しながら、今後も子どものためになるようなことを進めていただきたいなというふうに思っています。

以上で終わります。

○片渕栄二郎議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日6月9日は議案調査のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。6月9日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

11時36分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月8日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 西 山 清 則

署 名 議 員 溝 上 良 夫

事 務 局 長 中 原 賢 一